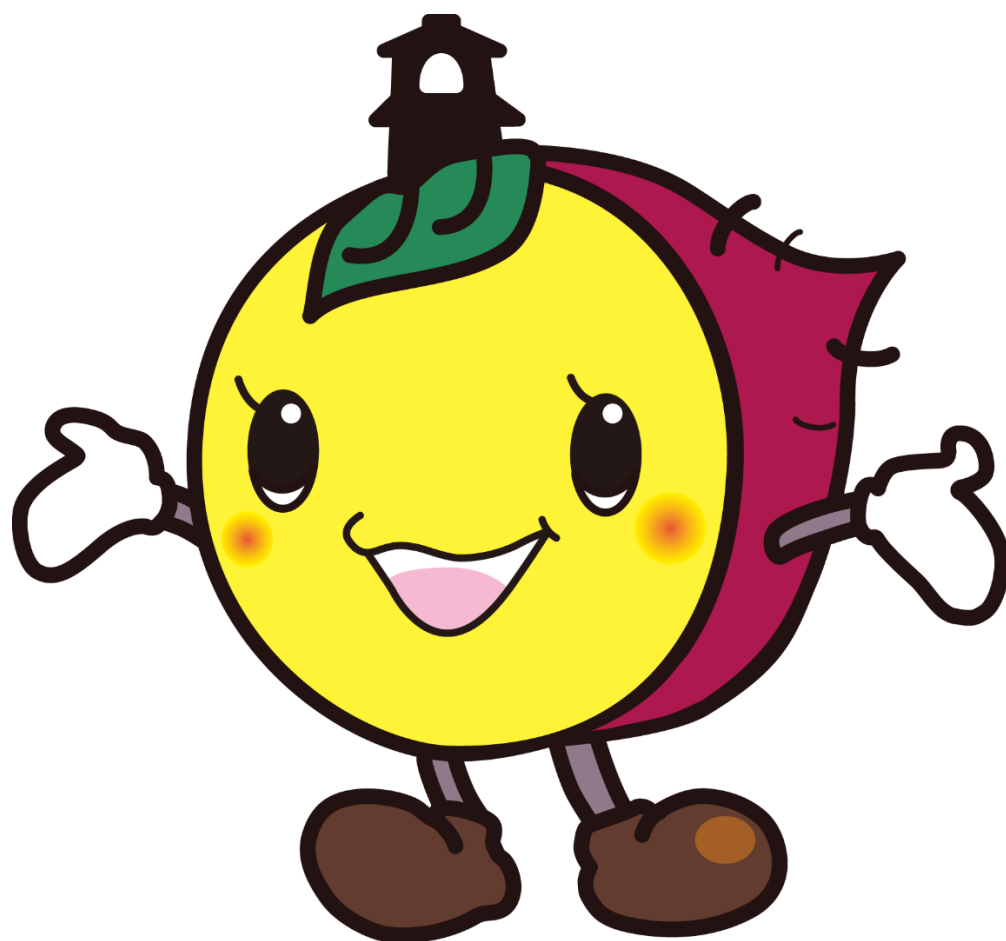


川越市（8月）定例記者会見



日 時 令和8年8月28日（金）

14時00分～

場 所 川越市役所4階 迎賓室

川越市（８月）定例記者会見次第

令和８年８月２８日（金）

１４時００分開会 迎賓室

１ 開 会

２ 説 明

○ 川越市議会第４回定例会提出予定議案について

(1) 令和７年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について 別冊資料①

（議案第６１号：財政課）

(2) 令和８年度川越市一般会計補正予算（第２号） 別冊資料②・③

（議案第８４号：財政課）

(3) 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例を定めることについて

（議案第７５号：こども政策課）

(4) 川越市学童保育室条例の一部を改正する条例を定めることにつ
いて

（議案第７９号：教育財務課）

○ プロ・トップスポーツ等の試合の開催について

（スポーツ振興課）

○ 外国籍市民向け生活オリエンテーションの実施について

（国際文化交流課）

３ 質疑応答

４ その他

５ 閉 会

川越市議会第4回定例会提出予定議案

番 号	件 名
議案第59号	令和7年度川越市水道事業の利益の処分について
議案第60号	令和7年度川越市公共下水道事業の利益の処分について
議案第61号	令和7年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第62号	令和7年度川越市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第63号	令和7年度川越市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第64号	令和7年度川越市歯科診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第65号	令和7年度川越市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第66号	令和7年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第67号	令和7年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第68号	令和7年度川越市水道事業会計決算認定について
議案第69号	令和7年度川越市公共下水道事業会計決算認定について
議案第70号	令和7年度川越市農業集落排水事業会計決算認定について
議案第71号	川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第72号	川越市法定外税導入検討委員会条例を定めることについて
議案第73号	川越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第74号	川越市市民センター条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第75号	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて
議案第76号	川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

番 号	件 名
議案第 7 7 号	川越市都市景観条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 7 8 号	川越市都市公園条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 7 9 号	川越市学童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 8 0 号	川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 8 1 号	川越市みよしの支援センター改築等工事請負契約について
議案第 8 2 号	ディーゼルエンジン塵芥車の取得について
議案第 8 3 号	川越市道路線の認定について（開発行為）
議案第 8 4 号	令和 8 年度川越市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 5 号	令和 8 年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 8 6 号	令和 8 年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
報 告	
報告第 8 号	令和 7 年度川越市継続費精算報告書（一般会計）
報告第 9 号	令和 7 年度川越市水道事業会計継続費精算報告書
報告第 1 0 号	令和 7 年度川越市公共下水道事業会計継続費精算報告書
報告第 1 1 号	令和 7 年度川越市健全化判断比率報告書
報告第 1 2 号	令和 7 年度川越市資金不足比率報告書
別件報告	
	川越市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
	公益財団法人川越市施設管理公社の経営状況を説明する書類の提出について
	公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターの経営状況を説明する書類の提出について
	川越総合卸売市場株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出について



【議案第75号】

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて



こども未来部

条例改正の経緯や背景



- 令和6年6月に「こども性暴力防止法」※が成立しました。この法律で定められている取組が、令和8年12月25日に施行される予定です。
- この法律の制定に合わせ、児童福祉法等が改正され、児童福祉施設の設置者等に児童対象性暴力等の防止を図るための措置等を講ずることが義務付けられました。
- これらの法律の改正を受けて、内閣府令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに鑑み、川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等（6件の条例）について、条例改正案を9月定例会に提案するものです。

※ こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）は、教育・保育などこどもに接する場での性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るための法律です。学校や認可保育所、認定こども園など、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対して、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けています。

対象となる事業者



- こどもたちが保育等を受ける場所、勉強やスポーツ等を教えてもらう場所などが、こども性暴力防止法の対象となります。
- 本条例改正では以下に掲げる「児童福祉施設等」について、児童対象性暴力等を防止するための規定を設けるものです。

対象施設及び事業	本市の状況（令和8年4月現在）
保育所	公立（19施設）、民間（41施設 ※分園含む）
母子生活支援施設	民間（1施設）
幼保連携型認定こども園	民間（10施設）
家庭的保育事業等	民間（小規模21施設、事業所内10施設）
幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園	—
指定障害児通所支援事業	児童発達支援（公立1施設、民間41か所）、保育所等訪問支援（公立1か所、民間2か所）、放課後等デイサービス（民間55か所）
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	公立（2か所）、民間（8か所）

対象事業者に求められる措置等



- 対象事業者に求められる措置としては、主に「安全確保措置」と「情報管理措置」があります。

安全確保措置

①初犯防止対策

- ・ 日ごろから講ずべき措置
→ 服務規律等のルール作り、保護者等への周知、研修等
- ・ 被害が疑われる場合の対応
→ 被害児童等の保護・支援

②犯罪事実確認

- ・ 児童等対象業務従事者について、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認の実施

③防止措置

- ・ 児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させない等）

情報管理措置

- ・ 特定性犯罪前科等の情報の適正な管理

対象となる業務従事者



- 教員、保育士等、子どもと常に接する職種は一律対象となります。
- 業務実態が、①「支配性」、②「継続性」、③「閉鎖性」の3要件を全て満たすものであれば、事務職員、送迎バスの運転手であっても、現場判断で対象とできます。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象となります。

一律対象となる	実態に応じて対象を現場で判断する
学校の先生	事務職員
保育士	送迎バスの運転手
など…	など…

【参考】対象となる事業者一覧



- こども性暴力防止法では対象事業者として、学校・認可保育所等（学校設置者等）や認定を受けた学習塾・認可外保育等（民間教育保育等事業者）があります。

学校設置者等【義務】

法律で定める性暴力防止の取組の義務がある事業者

- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
- 専修学校（高等課程）
- 児童相談所
- 児童福祉施設（認可保育所、児童養護施設、障害児入所施設 等）
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業 など

民間教育保育等事業者【認定】

国の認定を受けて法律で定める性暴力防止の取組を行う事業者（義務ではない）

- 専修学校（一般課程）、各種学校
- 民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ等）
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業 など

【参考】犯罪事実確認の事務フロー



- 犯罪事実確認の事務フローは以下の図のとおりです。
- 犯罪事実確認書の交付申請やその対象となる対象業務従事者による書面等の提出は、原則として「こまもろうシステム」上で行うことになります。



※「こども性暴力防止法施行ガイドライン」（令和8年1月こども家庭庁）より一部修正のうえ抜粋

川越市学童保育室条例の一部を 改正する条例を定めることについて

■ 公立学童保育室の概要(令和8年4月現在)

保護者が就労等により常時留守となっている家庭の児童を対象として、小学校の授業終了後及び休業日に、生活の場を提供。

- 根拠法令：児童福祉法第6条の3第2項の「放課後児童健全育成事業」
- 設置数：32か所(市内全市立小学校内)
- 登録児童数：4,150人



■ 近年の状況

- 保護者の働き方の多様化
- 運営経費の増加



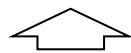
対応

開室時間延長
保育料の改定
適正な運営を図る

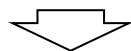
■ 開室時間の延長について

- 公立保育所の開所時間

午後7時まで



預かり時間の差 いわゆる「小1の壁」



- 学童保育室の開室時間

午後6時30分まで



午後7時まで

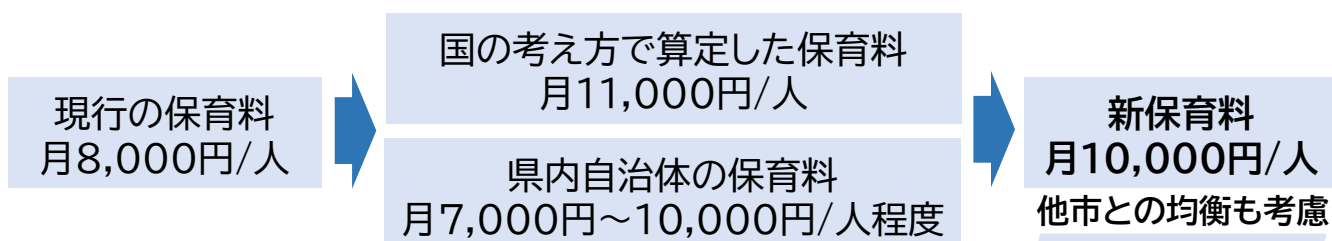
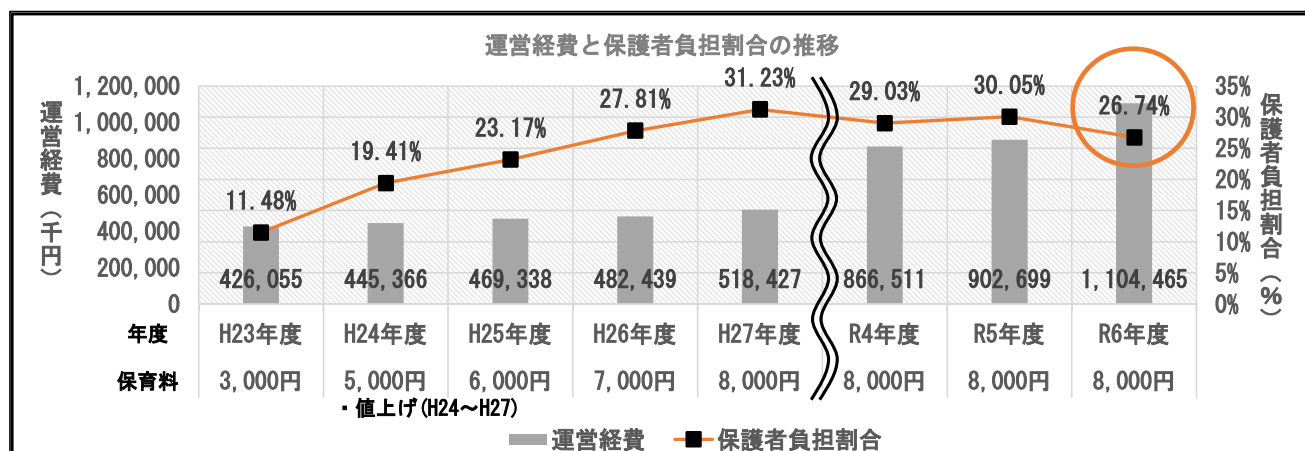
保護者ニーズも踏まえ30分延長

学童保育室利用
保護者の約4割が
時間延長希望

■ 保育料の改定について

(学童保育室の運営経費における保護者負担割合)

- 国の考え方…保護者負担(保育料収入)を2分の1(50%)とする
- 本市の状況…前回の保育料改定後(H24～H27)に31.23%となったが、運営経費の増加により近年低下傾向(令和6年度26.74%)



現状、保育料については、低所得世帯に対してのみ減免を実施。

(現行の減免制度)

- 生活保護・市町村民税非課税世帯：保育料免除
- 児童扶養手当・就学援助受給世帯：保育料1/2負担、2人目以降1/4負担

保育料の引き上げにより、
低所得世帯に該当しない「多子世帯」も経済的負担は大きくなる

減免制度に該当しない多子世帯の負担軽減を導入
利用児童2人目以降は 保育料1/2負担 とする

- 運営経費に占める保護者負担割合の推計(多子世帯1/2負担実施)

年度		R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
推計値の項目						
登録児童数		4,465	4,534	4,571	4,606	4,648
運営経費(A)		1,199,183	1,225,106	1,251,636	1,278,787	1,306,574
保 育 料 10,000 円	学童保育料収入(B)	358,938	364,554	367,497	370,278	373,599
	保護者負担割合(B/A)	29.93%	29.76%	29.36%	28.96%	28.59%

保護者負担割合は30%に近い数値で推移する見込み

■ スケジュール

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①開室時間延長 (～午後7時まで)	条例改正			
		延長開始		
②保育料改定 (段階的な改定)		8,000円 (据え置き)	9,000円	10,000円
③多子世帯への負担軽減 (2人目以降1/2)		システム改修	2人目以降4,500円 軽減開始	2人目以降5,000円

- 開室時間延長

令和9年4月から開始

- 保育料改定

現在の物価高騰、周知期間確保の観点から令和10・11年度で段階的に改定
多子世帯への負担軽減は、保育料改定と併せて令和10年度から開始

プロ・トップスポーツ等の試合の開催について

これから秋に掛けて、川越運動公園陸上競技場（下老袋388番地1）では、プロ・トップスポーツ等の試合が開催されます。



- 本市との連携協定を結んでいるチーム（令和8年8月28日現在）
- ・埼玉西武ライオンズ ・埼玉パナソニックワイルドナイツ／東洋大学
 - ・ちふれASエルフェン埼玉 ・川越狭山セコムラガッツ

【プロ・トップスポーツ等の試合に関する問合せ先】

川越市役所 文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ振興担当

電話:049-224-6094(直通) E-mail:sportsshinko@city.kawagoe.lg.jp

開催日程

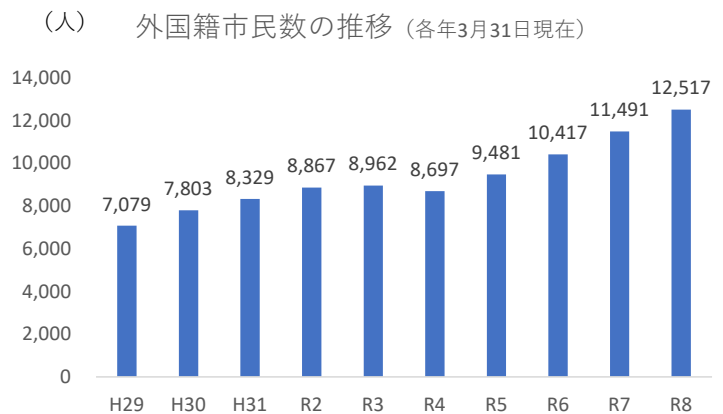
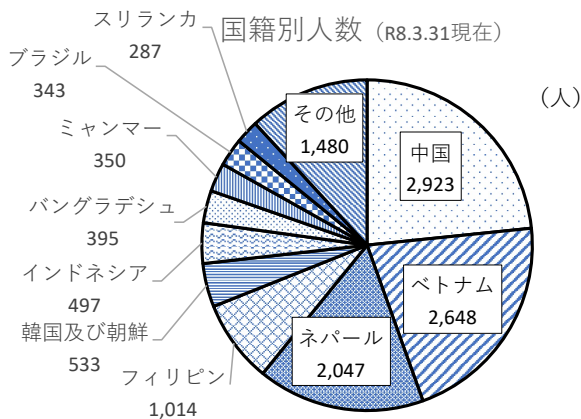
開催日	開始時間	リーグ等	対戦カード
8月29日(土)	14時30分	関東サッカーリーグ2部	COEDO KAWAGOE F.C 対 厚木はやぶさFC
10月4日(日)	未定	2026/27WEリーグ クラシエカップ	ちふれASエルフェン埼玉 対 ジェフ千葉レディース
10月18日(日)	13時00分	関東大学ラグビー リーグ戦1部	東洋大学 対 法政大学
10月21日(水)	未定	2026/27 WEリーグ	ちふれASエルフェン埼玉 対 マイナビ仙台レディース



外国籍市民向け生活オリエンテーションの実施について

1 背景

- 外国籍市民数は10年余りで倍増し、直近5年間は毎年千人程度増加している。
- 言葉や文化の壁、行政手続きの複雑さなどが日常生活の障壁になっている
- 日本人にとって常識とされていることを知らないために起こるルール・マナー違反や日本語能力の不十分さが日本人住民との摩擦の原因になってしまう。



2 事業詳細

- 目的 外国籍市民が安心して地域生活を始められるよう、生活に必要な基礎情報やマナーを周知し、自立を支援する。
- 対象 川越市に在住する来日して間もない外国籍市民
- 実施日 10月28日(水曜日) 13:30～15:00
11月25日(水曜日) 13:30～15:00
12月13日(日曜日) 10:00～11:30
(1月以降も実施予定)
- 場所 川越市国際交流センター研修室(対面)
- 定員 1回あたり15人(事前予約制)
- 周知方法 LINEメッセージによる情報発信・ホームページの開設

市内公共施設等の大型モニター・チラシの配布

3 実 施 方 法

準備

- ・ 外国籍市民会議での協議
- ・ 庁内の照会結果
- ・ 市民からの相談

多言語での資料の作成



当日

- ・ 生活に必要な基礎情報やマナーの説明
- ・ ごみの分別や公式LINE登録などの実践
- ・ 個別相談

やさしい日本語を基本とし、通訳翻訳ボランティアや翻訳機を活用して多言語対応を検討。

4 期 待 さ れ る 効 果

◆ トラブルの未然防止

生活マナーを正しく理解することで、地域住民とのトラブルを防ぎます。

◆ 行政サービスの活用

公共サービスや公式LINEの利用方法を習得し、生活の利便性を高めます。

◆ 防災・安全意識の向上

災害時の対応や交通ルールを学び、安全な暮らしを確保します。

◆ 孤立の防止

オリエンテーションを通じて情報を提供することにより心理的な不安を軽減します。